

公益財団法人エイズ予防財団個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人エイズ予防財団（以下「本財団」という。）が定める個人情報の保護に関する基本方針に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本財団の役職員等に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 役職員等 本財団に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(個人情報管理責任者)

第4条 この規程等の適正な実施及び運用を図るため、個人情報管理責任者を置く。

- 2 個人情報管理責任者は、理事長が任命する。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程に定めるところに従い、個人情報安全管理措置に関する事項、個人情報取扱者の監督に関する事項、危機管理に関する事項等についての業務を行うものとする。

(適正な取得)

第5条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(個人情報の取得の原則)

第6条 個人情報の取得は、本財団が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

(利用目的の特定及び本人等の同意)

第7条 本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）から直接に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければ

ならない。

- (1) 本財団の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利
- 2 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的による制限)

第8条 あらかじめ本人等の同意を得ないで、本財団が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

(第三者提供の制限)

第9条 個人データは、あらかじめ本人等の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に該当しない場合 利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合等
- (2) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 本財団が国の機関又は地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人データの正確性の確保)

第10条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(安全管理措置)

第11条 個人情報管理責任者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、改ざん、き損、不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずるものとする。

(役職員等の監督)

第12条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報を扱う役職員等に対し、必要かつ適切な指導・監督を定期的に行うものとする。

(報告義務)

第13条 役職員等は、個人情報の保護に関する法律、この規程、その他個人情報に関する規程に違反するおそれ又は違反する事実を知ったときは、その旨を個人情報管理責任者に報告しなければならない。

(危機管理対応)

第14条 前条の場合にあつては、個人情報管理責任者は、速やかに事実関係を調査し、漏えい等の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

(苦情及び相談)

第15条 本人等からの個人情報の取扱いに関する苦情及び相談は、対応する窓口として総務課が受け付けて対応するものとする。

2 前項の窓口相談の運営責任者は、個人情報管理責任者とする。

(罰則)

第16条 理事長は、故意又は過失により個人情報の保護に関する法律、この規程、その他個人情報に関する規程に違反した者に対しては、就業規則、契約等により処分を行うものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成23年6月24日